

# 紋別市立渚滑中学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念(いじめ防止対策推進法第3条・北海道指針に基づく)

本校は、すべての生徒が安心して学習や学校生活に取り組むことができるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を学校全体で推進する。いじめは、どの学校・どの学級・どの生徒にも起こり得る重大な人権問題であり、学校は積極的に認知し、迅速かつ適切に対応する責務を負う。

また、いじめを受けた生徒の生命・心身の安全を最優先に、家庭・地域・市教育委員会・関係機関と連携し、学校全体でいじめの根絶を目指す。

## 2 いじめの定義(法第2条)

「いじめ」とは、当該生徒が心身の苦痛を感じている行為をいう。行為の場所は学校内外を問わず、インターネット上の行為も含む。

特に、犯罪行為に該当するものや、生命・身体・財産に重大な被害が生じるおそれのある行為については、速やかに警察・関係機関と連携する。

## 3 学校および教職員の責務(法第8条・北海道指針)

学校および教職員は、

- いじめの疑いがあれば「まずいじめとして認知する」
- 「様子を見る」などの消極的対応を行わない
- 生徒・保護者からの訴えを真摯に受け止める
- 市教育委員会と連携し、迅速に対応することを徹底する。

## 4 校内組織体制(生徒指導委員会)

### (1)名称

生徒指導委員会

### (2)構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、(必要に応じてスクールカウンセラー、PTA 三役、学校運営協議会委員、市教育委員会担当者)

### (3)役割

- いじめ事案の情報共有
- 事実確認・分析
- 対応策の検討
- 保護者・関係機関との連携
- 重大事態の判断と報告

## 5 いじめ防止と早期発見の取組

### (1)アンケートの実施

6月・11月・1月に全校アンケート(『よりよい生活のためのアンケート』)を実施し、必要に応じて追加調査を行う。

### (2)教育相談体制の強化

- 定期相談
- アンケート後の個別面談
- スクールカウンセラーによる相談
- 保護者面談・家庭訪問

### (3)日常観察の徹底

- 全教職員が生徒の変化に気づき、情報を指導部へ迅速に共有する。
- FELOR モデルによる傾聴・受容・共感の醸成

### (4)ネットいじめへの対応(北海道指針の強化点)

- SNS・ゲーム内チャット等のトラブル把握
- 証拠保全(スクリーンショット等)
- ネットパトロールの実施
- 保護者へのフィルタリング指導
- 匿名アプリ等の危険性指導

### (5)生徒主体の取組

- 生徒会による啓発活動
- ピアサポート活動
- いじめ防止集会・ワークショップ

## 6 いじめ発見後の対応

### (1)初期対応

- 被害生徒の安全確保
- 保護者への迅速な連絡
- 市教育委員会への報告
- 関係生徒からの事情聴取

### (2)対応方針の決定

生徒指導委員会で事実を整理し、指導方針を決定する。

### (3)継続的な指導

- 被害生徒への支援
- 加害生徒への指導
- 周囲の生徒への指導
- 保護者への説明と協力依頼
- 教育相談体制の強化

### (4)記録の徹底

対応内容はすべて記録し、学校と市教育委員会で共有する。

## 7 重大事態への対処(北海道指針の強化点)

### (1)重大事態の判断基準

以下の場合には重大事態として扱う。

- 自殺企図
  - 身体の重大な傷害
  - 金品等の重大な被害
  - 精神疾患の発症
  - 年間 30 日以上欠席(または連続欠席)
  - 生徒・保護者から重大事態の申立てがあった場合
- ※申立てがあれば、学校が「重大ではない」と判断しても重大事態として扱う。

### (2)報告

重大事態の疑いが生じた時点で、市教育委員会へ直ちに報告する。

### (3)調査組織の設置

学校または市教育委員会が調査組織を設置し、事実関係を網羅的に調査する。

### (4)調査結果の提供

被害生徒・保護者へ調査結果を適切に説明する。

## 8 教職員研修の充実(北海道指針の重点項目)

- ネットリテラシー
- 多様性理解(LGBTQ、外国籍、発達特性)
- ハラスメント防止
- 危機対応(重大事態・メディア対応)
- 生徒理解と関係づくり

## 9 全教育活動を通じた取組

### (1)各教科

言語活動や協働学習を通して、他者理解とコミュニケーション力を育成する。

### (2)道徳

道徳的価値に基づき、共感的理解と人権意識を育てる。

### (3)特別活動

学級活動・行事・委員会活動を通して、自己有用感と良好な人間関係を育む。

### (4)総合的な学習の時間

キャリア教育・探究活動を通して、社会的視野を広げ、他者理解を深める。

## 10 保護者・地域との連携

- 基本方針の公開
- 保護者説明会の実施
- 地域・関係機関との連携
- ネットトラブルに関する啓発

## 11 チェックリスト(北海道指針準拠)

- いじめの積極的認知が徹底されている
- ネットいじめへの具体的対応がある
- 保護者・地域との連携が図られている
- 年2回以上のアンケートと個別面談を実施
- 生徒主体の取組がある
- 重大事態の判断基準が明確
- 市教育委員会との連携体制が整っている

2017.5 制定  
2018.5 一部改訂  
2026.2 一部改訂